

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukouyouuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第11条 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

治水計画検討業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、吉野川水系新町川圏域河川整備計画（以下、河川整備計画という）の変更に伴って必要となる資料作成等を行うものである。主に変更される事項は、園瀬川の河川改修区間の上流延伸であり、既往検討資料を元に資料作成等を実施する。

また、圏域内の河川である新町川を対象に、洪水に対する計画上必要な諸元（計画高水流量、計画高水位等）を設定する。

2 業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示された業務内容を確認し、具体的な検討方針、作業実施体制及び作業スケジュールをまとめた業務計画書を作成する。

2.2 資料収集・整理

業務に必要となる吉野川水系新町川圏域を構成する河川に関する報告書や文献、流域内の歴史・文化に関する資料、既往洪水資料、水質や水利用に関する資料などの収集・整理を行う。

2.3 新町川圏域河川整備計画変更に関わる検討業務

2.3.1 河川整備計画（変更案）の作成

既往業務「R6 徳土 園瀬川 徳・上八万他 治水計画検討業務（2）」において作成している河川整備計画（変更原案）（案）と参考資料（治水計画編、流域概要編、付図）を元に、「とくしま川づくり委員会」及び住民の意見等を反映した河川整備計画（変更案）を作成する。

2.3.2 住民意見の収集

住民意見を収集するために河川整備計画（変更原案）のパンフレット（A4 仕上がり巻き3つ折り）の作成を行う。パンフレットは整備計画の内容をわかりやすくし、意見を収集できるよう配慮する。

- ・パンフレット作成 1回（印刷は含まない）

2.3.3 河川整備計画に関する委員会資料の作成

河川整備計画（変更原案）について、「とくしま川づくり委員会」で使用する説明資料の作成を行う。

- ・とくしま川づくり委員会実施回数 1回
- ・委員会用資料作成実施回数 1回

2.3.4 関係機関等への説明資料の作成

吉野川水系新町川圏域河川整備計画変更のために実施する「とくしま川づくり委員会」の委員及び関係機関等との調整に必要となる説明資料の作成を行う。

2.4 新町川等における治水計画検討業務

新町川、沖洲川、住吉島川、助任川、大岡川、田宮川を対象とし、基本高水流量（計画高水流量）を検討するとともに、河川周辺の施設計画や河道内の整備に必要となる計画高水位の設定を行う。

2.4.1 計画規模の検討

流域指標、既往計画、県内他河川の計画規模等を踏まえて検討する。

2.4.2 流出解析

(1) 流出解析手法の選定

収集整理した既往計画資料や既往検討資料を基に、本圏域で対象とする流出解析手法を整理し、各々の特徴を踏まえて本検討で用いる手法を選定する。

(2) 流出解析条件の整理及び検討

選定した流出解析手法について、流域面積、各種定数等の条件を整理・検討する。なお、流出解析条件は、最新の情報を元に検討するが、既往計画との整合を鑑み、適切な条件設定を行う。

(3) 検討対象降雨の選定

検討対象降雨は、既往検討資料を参考に選定する。

(4) 流出解析

前項を踏まえて、対象河川の流出解析を行うものとする。既往計画がある河川については現計画流量との比較を考察する。

2.4.3 分派流量の検討

(1) 分派流量検討対象河川の選定

分派流量の検討が必要な代表的な河川をモデル河川（4河川程度を想定）として選定する。

(2) 分派流量検討条件の整理

分派による基本高水流量（計画高水流量）の流量配分を検討するため、横断形状、縦断形状、粗度係数の地形条件、検討対象洪水ハイドロ等、分派流量に影響する検討条件を整理する。

(3) 分派流量解析

基本高水流量（計画高水流量）の検討を目的として、分派流量を計算する解析手法を決定する。選定した河川の河道網モデルを作成し、上記で整理した複数の検討対象洪水ハイドロ別に、分派流量を解析する。

(4) 分派流量比の決定

前項で解析した検討対象洪水毎の分派比率をもとに、各河川の分派比率を決定する。

2.4.4 基本高水流量（計画高水流量）の検討

上記検討結果を踏まえて、対象河川の基本高水流量（計画高水流量）を検討する。

2.4.5 計画高水位の検討

(1) 検討条件の整理及び設定

検討対象河川について現況横断図を整理し、一次元不等流計算に必要となる粗度係数、出発水位等について既往検討等を踏まえて設定する。

(2) 現況河道の評価

検討対象河川について、現況流下能力を算定し、現況河道の評価を行う。

(3) 計画高水位の検討

検討対象河川について、決定した基本高水流量（計画高水流量）をもとに一次元不等流計算を実施し、河川横断工作物、計画河床高、計画高潮位等を踏まえて計画高水位を検討する。

2.5 打合せ協議

打合せ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の計3回とする。

2.6 報告書等の作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等の特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめるものとする。

2.7 その他

仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。また、仕様書の内容に質疑が生じた場合や仕様書の内容を変更する場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。